

〔特定調達契約用〕

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場
整備運営等事業
入札参加資格審査申請書 提出要領
(建設業務)

※ 入札参加資格審査申請後、変更事項が発生した場合の変更届・承継についての申請様式も掲載していますので、この要領は審査後も捨てないでください。

沖縄県 文化観光スポーツ部 MICE 推進課

目 次

1. はじめに	1
2. 申請の手順	1
3. 建設工事入札参加資格申請要件	
(1) 申請要件	2
(2) 留意事項	2
4. 申請の方法	
(1) 受付期間	3
(2) 申請方法及び郵送先	3
(3) 提出書類一覧表	3
(4) 提出方法及び提出部数	5
(5) 結果の通知	6
(6) 申請以後の変更届	6
(7) 入札参加資格審査申請後の承継	7

1. はじめに

沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課が発注する沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業の入札に参加を希望する者で建設業務にあたる者は、以下の要領に基づき申請書を提出してください。

なお、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで有効な「沖縄県建設工事入札参加資格者名簿」に登録されている者については、必要ありません。

2. データ申請の実施

提出要領4.(3)提出書類一覧表で書類を揃えてから、申請してください。

1 沖縄県 MICE 推進課のホームページにアクセスする。

<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017729/1017736.html>



2 「沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業」のページにアクセスし、「入札参加資格審査申請書（設計業務・工事監理業務）」のエクセルファイル等をダウンロードする。



3 申請書（エクセルファイル）に必要事項を入力する。



4 申請書をプリントアウトする。



5 申請書等（フラットファイルに綴る。）を提出する。

申請内容に不備等があり、指定された期日までに訂正を行わなかった場合は、申請書を受理できない場合があります。

3. 入札参加資格申請要件（建設業務）

（1）申請要件（※基準日は申請日とする。）

次の①から⑫を全て満たしていること。

- ① 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。（適用が除外されている場合を除く）
- ② 雇用保険に加入していること。（適用が除外されている場合を除く）
- ③ 建設業退職金共済制度（建退共）等に加入していること。
- ④ 建設業労働災害防止協会に加入していること。
- ⑤ 建築一式工事、電気工事又は管工事に係る建設業許可を受けていること。
- ⑥ 次の各号の一に該当する事実があった後、1年以上を経過していること。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- ⑦ 建築一式工事、電気工事又は管工事について、審査基準日が、申請日までに経営事項審査の結果通知書を受けていること。
- ⑧ 営業開始後1年を経過していること。
- ⑨ 建築一式工事、電気工事又は管工事について、⑦の結果通知書における年間平均（2年又は3年）完成工事高が500万円以上であること。
- ⑩ 手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- ⑪ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は心身の故障により建設業を適正に営むことができない者でないこと。
- ⑫ 沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（2）留意事項

- ① 入札参加資格審査申請をした者が次のアからウに該当するときは、資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
 - ア. 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
 - イ. 審査の過程若しくは審査終了後、実態調査に応じなかったとき。
 - ウ. 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。
- ③ 入札参加資格の有効期間は、登録の日から令和7年3月31日までです。

4. 申請の方法

(1) 受付期間

沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告の日から令和6年8月23日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とします。 ※郵送の場合は必着

窓口申請の受付時間は、それぞれの日の午前9時から午前11時入室者まで及び午後1時半から午後4時入室者までとします。

(2) 申請方法及び郵送先

沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課施設整備班 宛

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2077

窓口申請又は郵送申請となります。

(注意事項)

1. 封筒の表面に「入札参加（建設業務）申請書在中」「会社名」を記入してください。
2. 書類の不足・不備等がないよう、よく確認したうえで提出してください。
3. 申請期間中に申請書を提出された場合であっても、提出書類等の訂正を指定する期日までに
行わなかった場合は、資格審査が行えませんので申請書を返却させていただきます。
4. 訂正がある場合には再提出の期間が必要となりますので、早めに提出してください。
5. 書類の受領確認については電話では行いません。申請書（副）に受付印を押印し返送しますので、返信先を記入し切手を貼付した返信用封筒又はレターパックを同封してください。

(3) 提出書類一覧表

- ① 次の〈提出書類一覧表〉の順に必要な書類を並べて提出してください。
- ② 様式1～3については、MICE 推進課ホームページに掲載されている様式をダウンロードして作成してください。

【MICE 推進課ホームページ】

<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017729/1017736.html>

No	提出書類等	県内 営業所 有	県内 営業所 無	備 考
1	沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業入札参加資格申請書（建設業務）（様式1）	○	○	申請日現在の状況を記入 担当者名等を記入 ※押印不要
2	経営規模等評価結果通知書 ・総合評定値通知書の写し	○	○	審査基準日が、申請日までに受けた有効かつ直近の経営事項審査の結果通知書

No	提出書類等	県内 営業所 有	県内 営業所 無	備 考
3	建設業許可通知書又は許可 証明書	○	○	写し可
4	建設業許可申請書の別表の 写し	○	△	建設業法上の営業所の所在地等が記載してあ るもの。 ※ <u>県外の営業所で、沖縄を管轄している営業 所があり、沖縄管轄営業所を登録する場合も提 出する。</u>
5	建設業労働災害防止協会加 入証明書	○	○	写し可。 沖縄県支部以外の加入証明書でも可。
6	<u>沖縄県税納税証明書(法人事 業税又は個人事業税)</u> ※ <u>直前2期分</u>	○	×	<u>沖縄県に未納税額がないこと</u> の証明書。 (写し可) ※県税全税目証明書を提出する場合は、確定 申告後又は決算後の納付が確認できる証明 日であること。
7	国税納税証明書 (法人税又は申告所得税) 及 び(消費税及び地方消費税)、 ※e-Tax 利用の場合、納税証 明データシート(電子データを 出力したもの)	○	○	<u>納税額がないこと</u> の証明書(写し可) 様式その3の2(個人事業者) 様式その3の3(法人事業者) 納税証明データシートはフラットファイルに 綴る。
8	健康保険、厚生年金保険加 入・納入証明書(写し可)	○	○	No2「経営規模等評価結果通知書・総合評定 値通知書」において健康保険・厚生年金保険、 雇用保険及び建設業退職金共済制度の加入が 「無」となっている場合に提出。 ※ 社会保険料(健康・厚生年金、労働保険) に ついては、 令和6年6月分まで未納がないこと 管轄の年金事務所等で証明書を取り扱ってい ない等の理由により証明書を取得できない場 合には、直近の領収書の写しでも可とする。
9	労働保険証明書(労災のみは 不可)(写し可) 又は <u>労働保険概算・確定保険料申 告書及び保険料納付の領収 がわかるもの(写し可)</u>	○	○	
10	建設業退職金共済事業加 入・履行証明書又は他退職金 共済事業加入証明書(写し 可)	○	○	

No	提出書類等	県内 営業所 有	県内 営業所 無	備 考
11	※郵送申請の場合のみ。 申請書（副）が入る規格の返却 用封筒（切手貼付）又はレター パック	△	△	返信先を記入すること。配達記録等を希望する場 合は、必要額の切手を返信用封筒に貼付する。
12	結果通知書送付用切手 （120 円分）	○	○	（5）審査結果の通知用 封筒に貼り付けたりせず、そのまま同封するこ と。

○：提出が必要な書類 △：該当があれば必要な書類 ×：提出が不要な書類

（4）提出方法及び提出部数

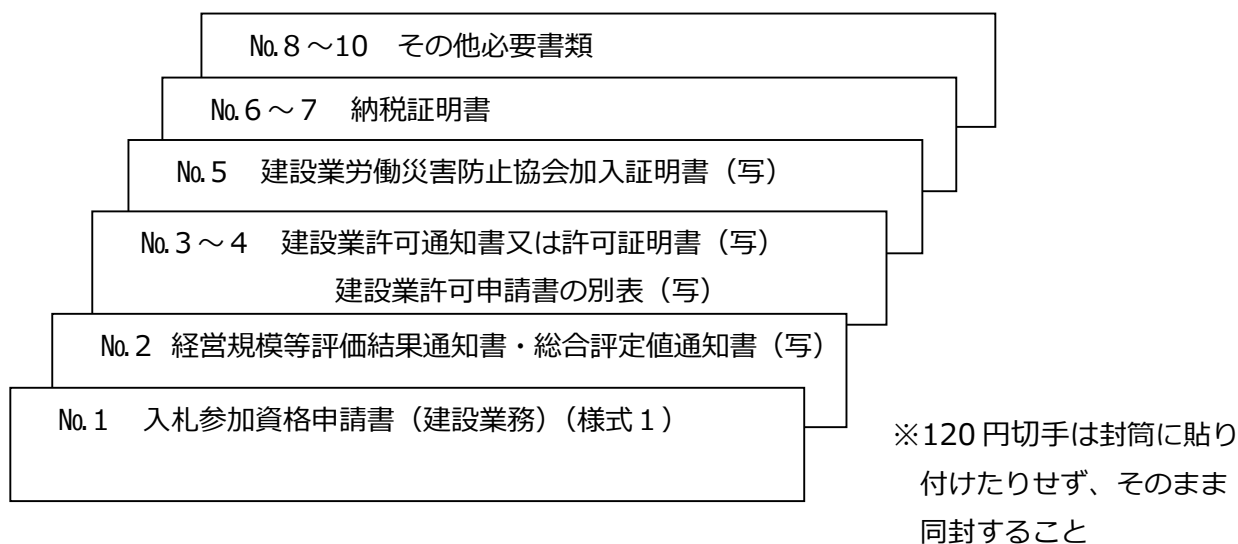
窓口申請又は郵送申請

提出物：申請書類等

以下に示すとおり書類を整理し、背表紙と表紙に「建設業許可番号」と「商号名称」を記入したA4のフラットファイル（色は自由）に綴じ込んで提出してください。

提出部数：2部（1部は県受付用原本（正）、1部は申請者控（副）（写し可） ※（副）は受付後申請者に返却します）

申請書（副 申請者控）については、No.1のみの提出も可。（添付書類は不要）



（5）結果の通知

審査結果は令和6年9月上旬までに申請者あて郵送にて通知する予定です。なお、結果に対する異議申立ては、MICE 推進課施設整備班（TEL：098-866-2077）で、結果通知後 30 日以内に限り受け付けます。

（6）申請以後の変更届

入札参加資格審査申請以後、下記の事項に変更があった場合は、入札参加資格（建設業務）申請後変更届出書（様式2）と次に掲げる添付（確認）書類を速やかに提出してください。

変 更 事 項 ※本店及び沖縄（管轄）営業所	添 付 （ 確 認 ） 書 類
許可の変更 ・ 特定 → 一般 ・ 知事 ↔ 大臣の場合のみ	建設業許可通知書（写） 又は 許可証明書（原本又は写）
・ 商号名称 ・ 本社の所在地 ・ 代表者	商業登記簿(原本又は写) 又は 建設業許可の変更届出書（写）（様式 22 号の 2）
・ 沖縄（管轄）営業所の名称 ・ " 所在地 ・ " 代表者	建設業許可の変更届出書（写）（様式 22 号の 2）
本社及び沖縄（管轄）営業所の ・ 郵便番号 ・ 電話番号 ・ F A X 番号	なし
沖縄（管轄）営業所の新設	建設業許可の変更届出書（写）（様式 22 号の 2） ※ 営業所名、所在地、郵便番号、代表者、電話番号及び F A X 番号も記載すること。
沖縄（管轄）営業所の廃止	建設業許可の変更届出書（写）（様式 22 号の 2）
廃業（一部廃業含む）	なし

※提出部数：1部（必要に応じて控えを作成してください。）

提 出 先：沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課施設整備班 宛

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2（県庁8階） ※郵送可

（7）入札参加資格審査申請後の承継

合併・営業譲渡・分割等による事業の承継については、MICE 推進課施設整備班（TEL 098-866-2077）へ 事前にお問い合わせください。

なお、承継の申請を行う場合には、別添の「入札参加資格（建設業務）承継書（様式3）」の提出が必要となります。